# 所得税の申告

#### ●確定申告はお早めに

平成23年分の所得税の申告および納税は、平成24年2月16日休から3月15日休まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、4月2日(月)までです。納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

給与所得者や年金受給者の還付申告は、2月15日(水)以 前でも申告書を提出することができます。

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)です。申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただき、お分かりにならない点について、職員が助言をさせていただいております。申告書の作成にあたっては、パソコンで行っておりますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをご持参の上、ご来場いただきますようお願いします。

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきをご送付しております。

申告期限間際になりますと申告書の提出窓口は、たいへん混雑し、長時間お待ちいただくことになりますので確定申告書は、ご自分で書いて早めに提出をお願いします。提出の前には、記載事項や添付書類に漏れがないか、もう一度よくご確認ください。

作成した申告書は、郵便または信書便により提出する ことができます。

【確定申告書の控えが必要な方は】複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペン等で記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください。

#### 住所: 〒584-8501 富田林市若松町西 2-1697-1

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。申告書の記載内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。すばるホール他、各申告相談会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。

※申告時期は、「にせ税理士」に十分ご注意ください。

#### 問合せ

- ・富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 <自動音声にて案内>
- ・国税庁ウェブサイト http://www.nta.go.jp

## ●サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場(サポートセンター)のお知らせ

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。(羽曳野市での開催はございません。)

E(CC) & C(O)		
会 場 名	開設日	開設時間
河内長野市役所 8階 802 号室 (河内長野市原町 1-1-1)	2月7日以~2月10日金	10:00~12:00
藤井寺市民総合会館 別館中ホール (藤井寺市北岡 1-2-8)	1月31日以~2月3日金	13:00~16:00

- ・上記会場は、近畿税理士会富田林支部のご協力をいただいて開催します。
- ・各会場の受付は、混雑状況などにより早めに締め切らせていただく 場合があります。
- ・各会場の駐車場に限りがありますので、電車・バスなどの公共機関をご利用ください。
- ・各会場では、電話によるお問い合わせはお受けしておりません。

#### e-Tax について

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。「e-Tax」は、申告等の手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日曜も含めて24時間いつでも利用可能となります。また、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接送信することができます。

#### ●年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

- **※1** この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を 提出することができます。
- ※2 所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、市・府 民税の申告が必要となる場合があります。また、申告書を提出 することによって、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控 除などの所得控除を受けることができます。

#### 富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 2月1日(水)~3月15日(木)

(土・日・祝を除く。ただし2月19日印および2月26日印は開設します。)

**開設時間**  $9:00\sim 17:00$  (混雑状況により、早めに受け付けを終了させていただく場合がありますので、

16:00 ごろまでにお越しください。)

**開設場所** すばるホール 富田林市桜ヶ丘町2番8号 **問合せ** 富田林税務署 TEL0721-24-3281(代表)

(※上記番号におかけいただくと自動音声により案内しております。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話によるお問い合わせはお受けしていません。)

#### 

- ・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。なお、上記開設期間以外(土・日・祝日を除く)は、富田林税務署で相談を行います。
- ・「すばるホール」会場では、納付手続および納税証明書の発行は行っておりません。
- ・すばるホールの駐車場に限りがありますので、電車・バスの公共の交通機関をご利用ください。
- ・会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
- ・確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行なうこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。

### ●東日本大震災により被害を受けられた方へ

#### ~税務署からのお知らせ~

昨年12月に、「東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部 を改正する法律」などが施行され、所得税など の国税に関して、東日本大震災により被害を受 けられた方や復興推進に向けた取組を対象とし て、新たな税制上の措置が追加されています。 昨年4月に施行された「東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」 で創設された税制上の措置と合わせて、東日本 大震災により被害を受けられた方等は、所得税 などの軽減・免除を受けることができ、確定申 告などの手続を行うことにより、税金の還付を 受けることができます。詳しくは、最寄りの税 務署にお問合せいただくか、これらの措置につ いてのパンフレット等が国税庁ウェブサイトに 掲載されていますのでご覧ください。